

# 入札契約・工事管理・検査等に関する改善と 今後の新たな取組みについて 《改正概要》

2021年4月

あなたに、ベスト・ウェイ。



# ● 工事における制度改善と新たな取組みメニュー

## ■ 工事入札契約段階における制度改正

- ① 入札不調・不落札対策としての見積りの活用方法の見直し（3頁）
  - ・ 入札前価格交渉方式に代わる見積活用方式の導入
- ② 落札者の選定方法の見直し（4～8頁）
  - ・ 総合評価落札方式の評価値算出方法、技術評価タイプの見直し及び若手・女性技術者の評価導入等
- ③ ダンピング受注の防止対策の見直し（9頁）
  - ・ 低入札価格調査要領における調査方法の見直し

## ■ 工事施工段階における制度改正

- ④ 受発注者双方の省力化に資する取組み（10頁）
  - ・ 契約における履行に関する監督・検査要領でのウェアラブルカメラ等の活用導入
- ⑤ 受注者との情報共有や協議の迅速化等に資する取組みの試行導入（11頁）
  - ・ 工事変更内容や工程管理を共有する工事変更等検討会の試行導入

## ■ 工事完成後における制度改正

- ⑥ 工事成績評定の見直し（12頁）
  - ・ 請負工事成績評定要領における細目別評定点や考査項目別運用表等の見直し

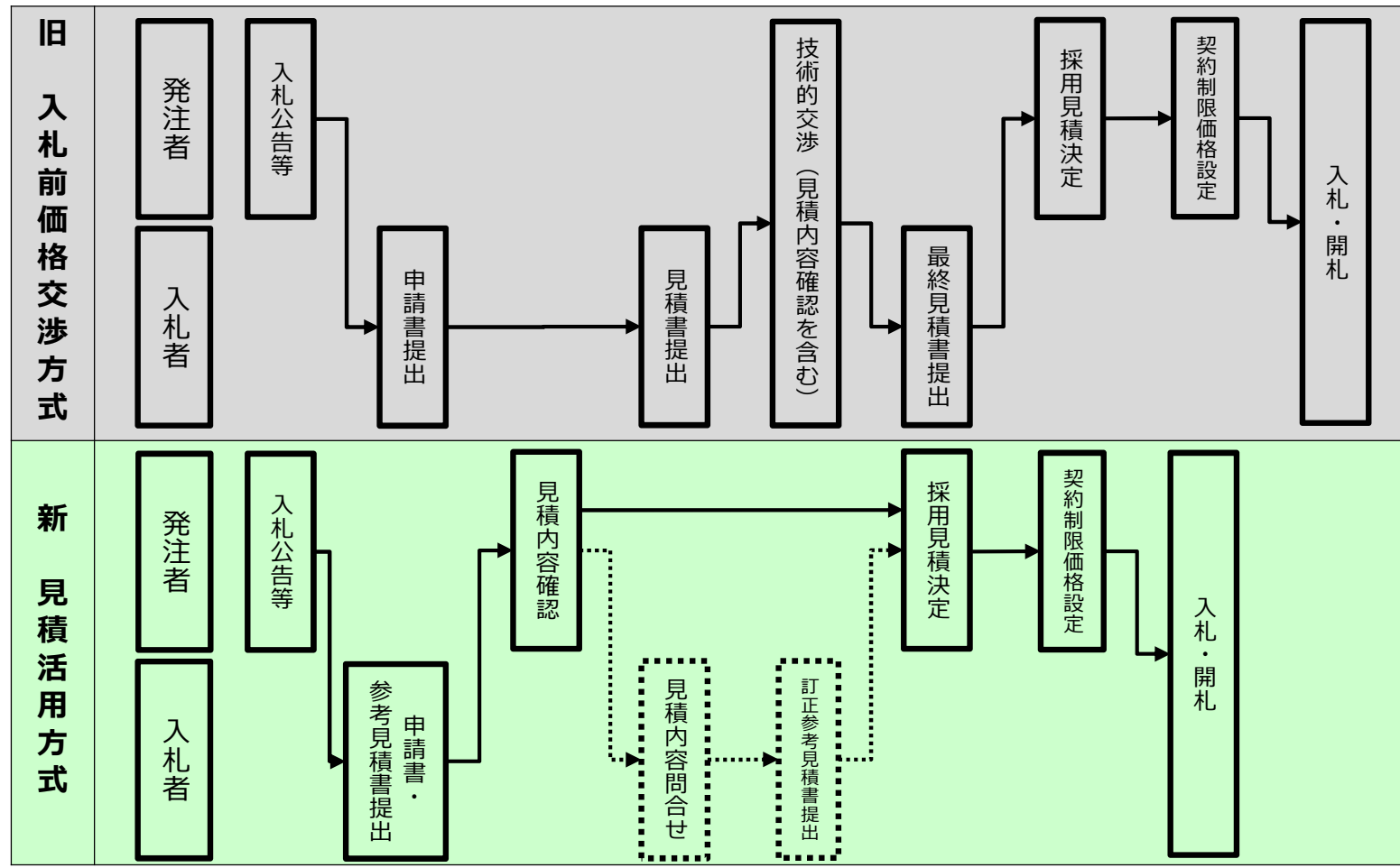
# ① 入札不調・不落札対策としての見積りの活用方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

## ■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

東日本高速道路株式会社では、工事の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「入札前価格交渉方式」として実施してきましたが、発注者及び入札参加者の労力軽減等を目的に『見積活用方式』として見直しました。

### 《手続の流れ》



### 《主な見直し概要》

- **参考見積書提出時期の見直し (※ 1)**  
 これまで申請書提出後、競争参加資格を有すると認められた者に別途見積書の提出を求めていましたが、今回から申請書と参考見積書は同時提出に見直しました。
- **技術的交渉の廃止 (※ 2)**  
 これまで発注者と入札参加者間で「技術的交渉」を必ず実施していましたが、本方式では、参考見積書提出後発注者が見積り内容を確認し疑義等確認事項がある場合に電子メール・電話・WEB会議システム等を用いた見積り内容問合せを行う方法に見直しました。
- **採用見積決定 (※ 3)**  
 これまで同様、当社が合理性・現実性があると認められた入札参加者が提出した参考見積書の総額が最も安価な者の参考見積書を採用見積として決定します。
- **契約後の施工時における確認**  
 契約後、受注者が提出した参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求め、合理性・妥当性の確認を行います。なお、その結果、疑義等がある場合は施工体制点検において下請負人等への聞き取り調査を行います。

※1 『高度技術提案型』の場合は、参考見積書については申請書との同時提出ではなく、技術提案書の提出と同時に求めます。  
 ※2 『高度技術提案型』の場合は、技術提案のヒアリングの際に、見積り内容についても確認を行います。  
 ※3 『高度技術提案型』で『見積活用方式』を活用した場合は、技術評価点の最も高い者が提出した参考見積書を採用して決定します。

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

### ■ 総合評価落札方式の主な見直し

東日本高速道路株式会社では、競争参加者の選定方法が「一般競争入札方式・条件付一般競争入札方式」における落札者の選定方法は「総合評価落札方式」を適用していますが、主に以下の点について見直しを行いました。

#### 《入札公告段階》

##### 1. 《技術評価タイプ》新たな評価タイプ「高度技術提案型」の導入

設計図書で示す標準案に対して、工事目的物等の変更も認め工期短縮・品質・安全管理の更なる確保を行うための「高度技術提案型」の導入しました。（この場合、評価値の算出は「除算方式」を採用）

#### 《技術評価段階》

##### 2. 《技術評価項目》担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」や「地域企業」の評価を追加

工事実績評価型において、「若手技術者（満35歳以下）」や「女性技術者」を契約後配置する計画がある場合や「地域企業」の拠点・実績を技術評価点の加点対象とする評価項目を追加しました。

#### 《入札・開札（評価値算定）段階》

##### 3. 《評価値算出》加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスを見直し

加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスは、これまで「価格1：技術1」としていましたが、過去の工事成績等の状況から「価格1：技術2」に見直しました。

##### 4. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し

加算方式における価格評価点の算定方法は、これまで「調査基準価格」と「重点調査価格」を活用した2式による算定方法としていましたが、過去の工事成績等の状況から「調査基準価格」を活用した式に見直しました。

##### 5. 《評価値算出》価格評価点の算定方法の見直しに伴う「施工体制確認型」の廃止

上記、価格評価点の算定方法の見直しに伴い、これまでに開札後に確認・評価を行っていた「施工体制確認型」を廃止しました。

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

### 1. 《技術評価タイプ》新たな評価タイプ「高度技術提案型」の導入

令和3年7月以降に総合評価落札方式で入札公告を行う工事では高度技術提案型の他、次の技術評価タイプで運用します。

落札者の選定方法		総合評価落札方式			
技術評価タイプ		工事实績評価型		技術提案評価型	高度技術提案型
分類		実績Ⅱ型	実績Ⅰ型		《新設》
適用概要		技術的工夫の余地が小さい工事で、実績を評価することで適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が小さい工事で、施工計画を求め企業の能力を評価することで更なる適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい（又はある）工事で、設計成果（標準案）に基づき技術提案を求めるとしてコスト縮減や更なる品質・安全確保が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい工事で設計成果（標準案）に対し施工方法等の工夫により部分的な工事目的物の変更を認め技術提案を求めるとして、より最適な道路構造等に資して工期短縮、品質・安全の確保が期待できる工事に適用
設計業務	業務の実施者	設計会社			
	競争参加者設定方法等	プロポーザル方式、一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式のいずれか			
発注者が示す標準案の有無		有			
工事	工事の実施者	施工会社			
	競争参加者設定方法等	条件付一般競争入札方式		一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式のいずれか	
	技術提案書提出	求めない		求める	
	技術提案書提出時の工事目的物の変更	認めない			認める
	評価値算出方法	加算方式 (価格評価点 + 技術評価点)			除算方式 (技術評価点 / 入札価格)

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

### 2. 担い手の中長期的な育成・確保を目指した

#### 「若手・女性技術者」や「地域企業」の評価を追加

令和3年7月以降に総合評価落札方式（工事实績評価型）で入札公告を行う工事では、担い手の育成や地域における社会資本を支える企業の確保を目指して「若手技術者・女性技術者」や「地域企業の災害実績・緊急時の施工体制」の評価を追加します。

若手技術者・女性技術者の評価		地域企業の評価											
《適用する技術評価タイプ》 工事实績評価型（実績Ⅰ型・実績Ⅱ型・実績Ⅱ型地域活用品）		《適用する技術評価タイプ》 工事实績評価型（実績Ⅱ型地域活用品）											
《評価対象項目》 1. 担い手確保 若手技術者・女性技術者の配置計画		《評価対象項目》 1. 同種工事の工事成績（企業） 2. 配置予定技術者工事成績 3. 施工の円滑性 災害復旧 4. 企業の信頼性 地域精通度 緊急時の施工体制											
《評価方法》 技術資料での若手・女性技術者の「配置計画の有無」により評価		《評価方法》											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>技術評価点 (配点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td> <td>①・②いずれの条件も満たす 配点×100%</td> </tr> <tr> <td>②契約締結後に女性技術者の配置計画がある</td> <td>①・②のいずれか一方を満たす 配点×50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①・②のいずれも該当なし 0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	技術評価点 (配点)	①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	①・②いずれの条件も満たす 配点×100%	②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	①・②のいずれか一方を満たす 配点×50%		①・②のいずれも該当なし 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記1、2の評価は、次のとおり評価  <table border="1"> <tr> <td> <math display="block">\text{評価点} = \text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事成績評定点} - 70\text{点} / 20) \times a \times b</math>                     a：発注者が指定する地域と受渡しを行った年度に基づく係数                      b：配置予定技術者の同種工事経験時の役職に基づく係数                      ※上記1の場合は、bの算入は除く                 </td> </tr> </table> </li> <li>● 上記3の評価は、次のとおり評価  <table border="1"> <tr> <td>当社または当社が指定する地域における災害復旧実績の有無により評価</td> </tr> </table> </li> <li>● 上記4の評価は、次のとおり評価  <table border="1"> <tr> <td>当社が指定する地域における本店・支店・営業所があり緊急時の施工体制の確保が可能であること</td> </tr> </table> </li> </ul>	$\text{評価点} = \text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事成績評定点} - 70\text{点} / 20) \times a \times b$ a：発注者が指定する地域と受渡しを行った年度に基づく係数 b：配置予定技術者の同種工事経験時の役職に基づく係数 ※上記1の場合は、bの算入は除く	当社または当社が指定する地域における災害復旧実績の有無により評価	当社が指定する地域における本店・支店・営業所があり緊急時の施工体制の確保が可能であること
評価基準	技術評価点 (配点)												
①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	①・②いずれの条件も満たす 配点×100%												
②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	①・②のいずれか一方を満たす 配点×50%												
	①・②のいずれも該当なし 0点												
$\text{評価点} = \text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事成績評定点} - 70\text{点} / 20) \times a \times b$ a：発注者が指定する地域と受渡しを行った年度に基づく係数 b：配置予定技術者の同種工事経験時の役職に基づく係数 ※上記1の場合は、bの算入は除く													
当社または当社が指定する地域における災害復旧実績の有無により評価													
当社が指定する地域における本店・支店・営業所があり緊急時の施工体制の確保が可能であること													

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

3. 《評価値算出》加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスを見直し
4. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し
5. 《評価値算出》価格評価点の算定方法の見直しに伴う「施工体制確認型」の廃止

令和3年7月以降に総合評価落札方式の加算方式で入札公告を行う工事での評価値算定等は次のとおり運用します。

### 《加算方式の評価値算定方法と配点バランス》

- 評価値 = 価格評価点 + 技術評価値  
※施工体制確認型の廃止により「施工体制評価点」も廃止となります。

- 配点バランス

技術評価タイプ		評価値 A+B	価格評価点A (①+②)		技術評価点B
			配点①	定数②	
技術提案評価型		100点	15点	55点	30点
工事实績評価型	実績Ⅰ型	100点	10点	70点	20点
	実績Ⅱ型	100点	5点	85点	10点

※高度技術提案型（除算方式）を適用する場合の配点は、個々の入札公告でお示しします。

### 《価格評価点算定方法》

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

※なお、調査基準価格を下回る入札価格の場合、価格評価点は加点せず0点とします。

## ② 落札者の選定方法の見直し

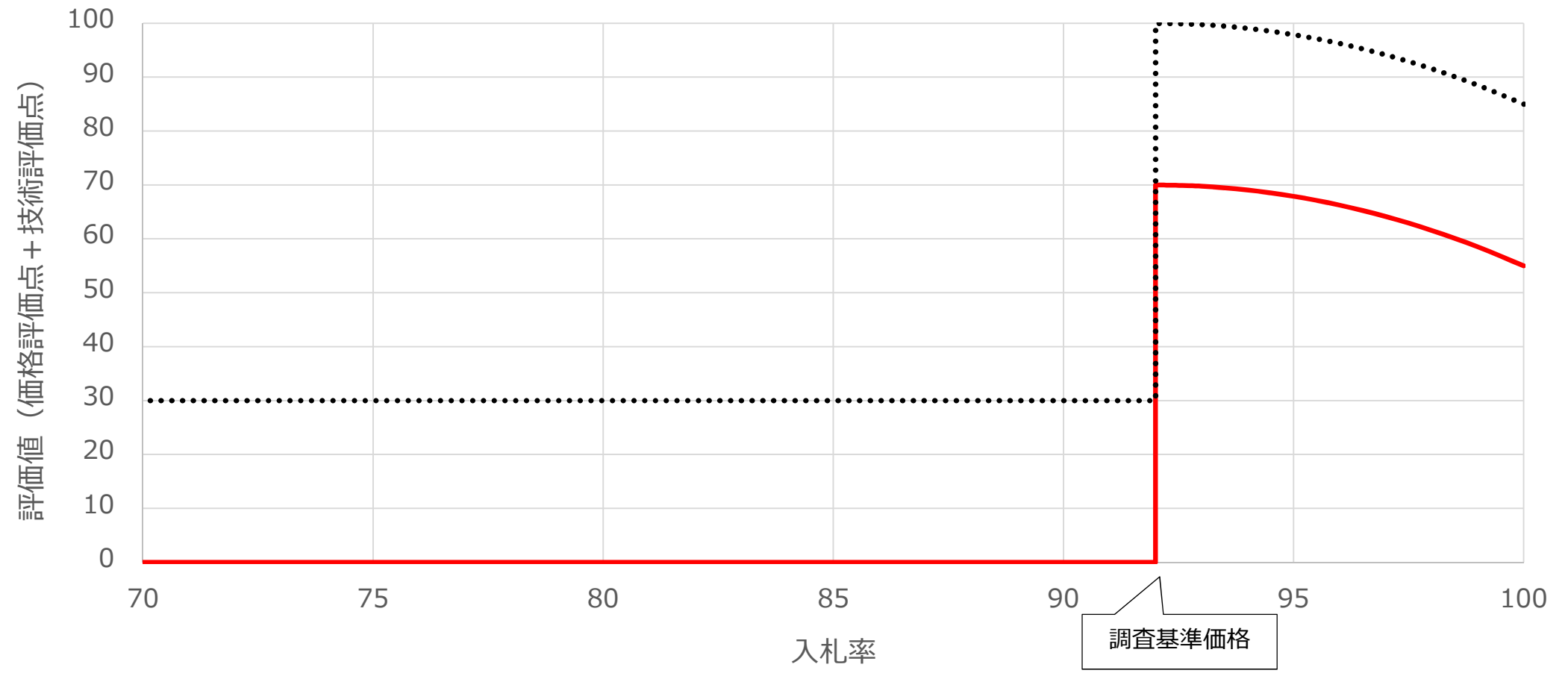
令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

### 《参考》価格評価点算定方法・配点バランス見直しによる技術提案評価型の評価イメージ

評価値 = 100点

価格評価点 = 配点15点 (満点) + 定数55点 ※調査基準価格を下回る入札価格では加点せず0点

技術評価点 = 配点30点 (満点)



— 価格評価点      ..... 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 (満点)



### ③ ダumping受注の防止対策の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

#### ■ 低入札価格調査要領における調査方法の見直し

工事における低入札価格調査では、次の見直しを行いました。

##### 《調査基準価格の算定方法（従前のおり）》

##### 《調査基準価格を下回る入札価格の場合に落札予定者に提出を求める内容》

次の①から④に示す合計額

- ① 直接工事費の額に 10分の9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10分の9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10分の5.5 を乗じて得た額

ただし、その合計額が、工事価格対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格対象額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

様式番号	項目
様式 1	低入札価格調査資料の提出について
様式 2	当該価格で入札した理由
様式 3-1	入札価格に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式 3-2	現場管理費の内訳書
様式 3-3	一般管理費等の内訳書
様式 4	コスト削減額調査
様式 5	下請予定業者一覧表
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 7-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式 7-2	手持ち工事の状況（対象工事種別関連）
様式 8	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式 9-1	手持ち資材の状況
様式 9-2	資材購入予定先一覧
様式 10-1	手持ち機械の状況
様式 10-2	機械リース元一覧
様式 11-1	労務者の確保計画
様式 11-2	工種別労務者配置計画
様式 12-1	建設副産物の搬出地
様式 12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式 13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 15-3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式 15-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式 16	誓約書
様式 17	施工体制台帳

これまでの重点調査と同じ内容に見直しました。

## ④ 受発注者双方の省力化に資する取組み

令和3年4月時点契約中及び契約を行う工事から適用

### ■ 契約における履行に関する監督・検査要領へのウェアラブルカメラ等の活用導入

昨年、コロナウィルス感染拡大防止の一環として、工事管理等においてウェアラブルカメラによる「遠隔立会」や「Web会議システム」等の活用を必要に応じて活用を開始したところですが、令和3年4月から「契約における履行に関する監督・検査要領」の見直しを行い、次の検査においても、これらの活用を可能としました。

#### 《適用条件》

自然災害及び人為災害の発生に伴い立会いが困難な場合等、検査員が立会を要しないと判断した場合は不要とし、Webカメラ及びWeb会議システム等の活用を含めた柔軟な対応を可能とする。

※当面の間、コロナウィルス感染拡大防止対策を自然災害として扱います。

# ⑤ 受注者との情報共有や協議の迅速化等に資する取組みの試行導入

令和3年4月時点契約中及び契約を行う工事から適用

## ■ 工事変更内容や工程管理を共有する『工事変更等検討会』の試行導入

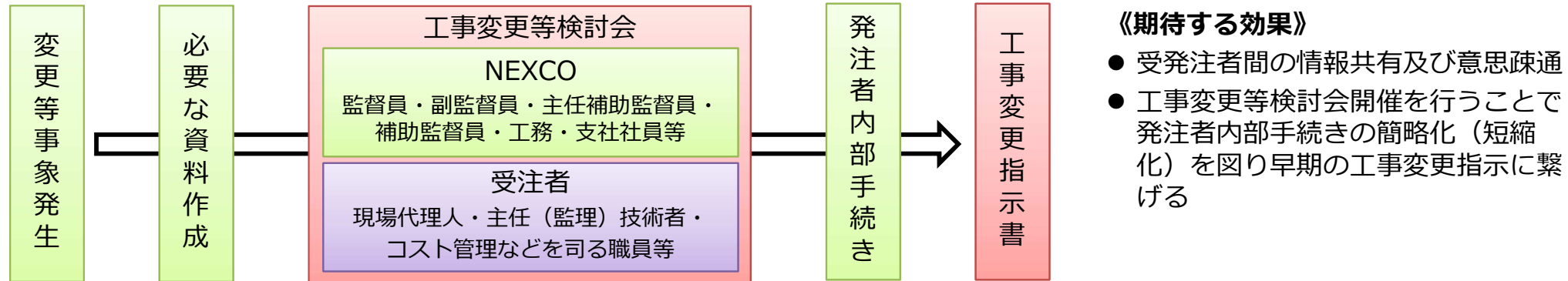
- 東日本高速道路株式会社では、これまで請負工事契約書第18条（条件変更等）・第19条（設計図書の変更）に基づく「工事変更指示書」は発注者の内部手続きを経て受注者に指示（通知）を行い、工事工程についても監督員と適宜打合せ等を行っていたところです。
- 令和3年4月からは、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保並びにこれらの結果に基づく適切な工事費等の管理を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、「工事の変更等に係る審議」や「工事工程クリティカルパス等の共有」及び「これらに伴う工事中止等の判断等」の検討を行う場として開催する『工事変更等検討会』を開催することとしました。
- 工事変更等検討会を開催する要件は以下のとおりです。

《工事変更等検討会を開催》

- ① 請負工事契約書第18条・第19条に該当する事象が発生したとき
- ② 施工計画段階で工事工程表が作成されたとき、または工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じたとき

- また、工事変更指示書での新たな取組みとして、変更内容に伴う「概算額」の記載を行います。

### 《請負工事契約書第18条・第19条における工事変更等検討会の流れ》



なお、開催の詳細は、契約中工事では監督員からの工事打合簿にて、それ以外の工事では入札公告等における設計図書にてご確認下さい。

## ⑥ 工事成績評価の見直し

### ■ 請負工事成績評価要領における細目別評定点や審査項目別運用表等の見直し

令和3年4月以降契約締結する工事から請負工事成績評価要領では次の点について見直しを行い運用します。

#### 1. 細目別評定点の見直し

審査項目	細別	配点	旧要領との差
施工体制	施工体制一般	3.3点	+0.1点
	配置技術者	4.1点	変更無
施工状況	施工管理	13.0点	変更無
	工程管理	8.1点	変更無
	安全対策	8.8点	+0.4点
	対外関係	3.7点	変更無
出来形及び出来ばえ	出来形	14.9点	-0.1点
	品質	17.4点	-1.2点
	出来ばえ	8.5点	+0.8点
工事特性	施工条件等への対応	7.3点	変更無
創意工夫	創意工夫	5.7点	変更無
社会性等	地域への貢献等	5.2点	変更無
法令遵守等	《減点対象項目》	最大-20.0点	変更無
評定点合計		100.0点	

#### 2. 審査項目別運用表等の主な見直し点

##### 施工状況（工程管理）の評価内容追加

現場条件や働き方改革への取組み項目の緩和・追加を行いました

- ・ 現場が点在する施工要件の緩和
- ・ 週休2日の取組み状況の追加

##### 品質・出来ばえの細分化

高速道路リニューアル事業・建設事業に則した審査項目内容の細分化を行いました。

- ・ 地すべり対策工事
- ・ 基礎工事及び地盤改良工事
- ・ シールドトンネル工事（セグメント、本体、内部構築等）
- ・ 耐震補強工事（コンクリート、鋼鉄、繊維巻立工等）
- ・ はく落対策工事
- ・ 床版取替工事
- ・ 橋梁補修工事（桁補強、現場施工） 等

# ● 調査等業務における制度改善と新たな取組みメニュー

## ■ 調査等業務の入札契約段階における制度改正

- ① 入札不調・不落札対策としての見積りの活用方法の見直し（14頁）
  - ・ 入札前価格交渉方式に代わる見積活用方式の導入
- ② 落札者の選定方法の見直し（15～20頁）
  - ・ 総合評価落札方式の評価値算出方法、若手・女性技術者の評価導入等
- ③ ダンピング受注の防止対策の見直し（21頁）
  - ・ 低入札価格調査要領における調査方法の見直し

## ■ 調査等業務の施工段階における制度改正

- ④ 受発注者双方の省力化に資する取組み（10頁に同じ）
  - ・ 契約における履行に関する監督・検査要領におけるテレビ会議システム等の活用導入  
⇒10頁に同じ

## ■ 調査等業務完了後における制度改正

- ⑤ 調査等成績評定の見直し（22頁）
  - ・ 調査等成績評定要領における評定項目の見直し

# ① 入札不調・不落札対策としての見積りの活用方法の見直し

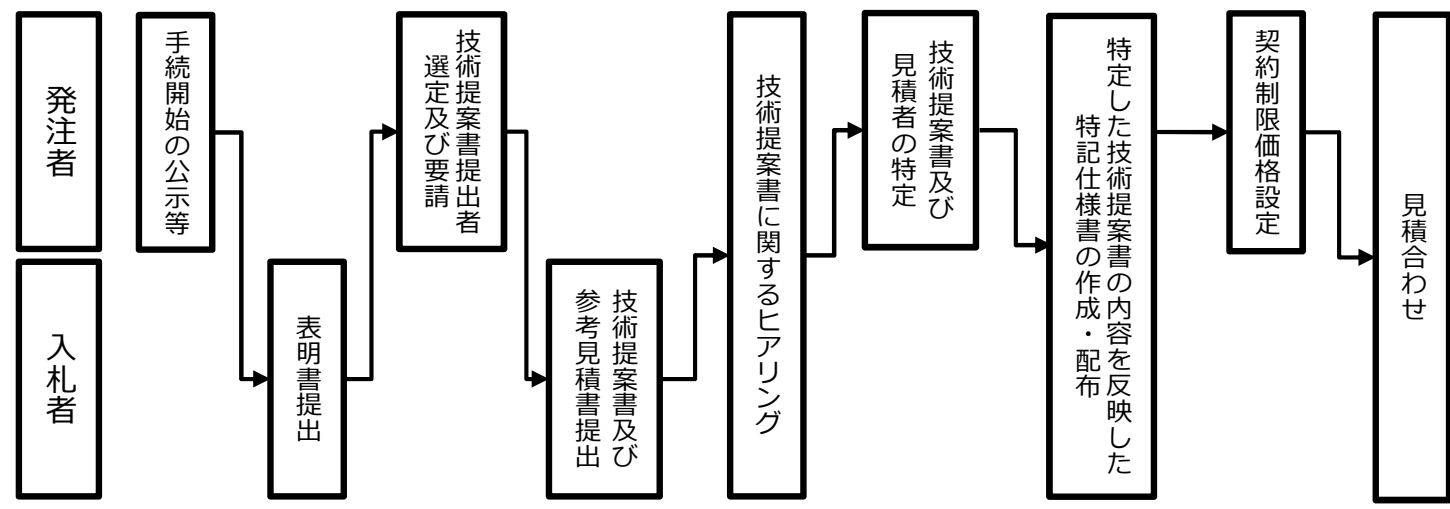
令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

## ■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

東日本高速道路株式会社では、調査等業務の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「入札前価格交渉方式」として実施してきましたが、発注者及び入札参加者の労力軽減等を目的に『見積活用方式』として見直しました。

なお、手順の流れ及び主な見直し概要は3頁に示す工事と同じです。  
本頁では、プロポーザル方式の手順の流れなどを以下に示します。

### 《手順の流れ》



### 《手順の主なポイント》

- **参考見積書提出時期**  
参考見積書の提出は、工事や他の調査等業務とは異なり、技術提案書と同時提出となります。
- **参考見積書の内容確認**  
参考見積書の内容に疑義等がある場合には技術提案書に関するヒアリング時に確認を行います。
- **契約制限価格の設定**  
当社が技術提案書及び見積者を特定し、その内容を反映した特記仕様書の作成を行った内容に基づき設定を行います。

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用

### ■ 総合評価落札方式の主な見直し

東日本高速道路株式会社では、競争参加者の選定方法が「一般競争入札方式・条件付一般競争入札方式」における落札者の選定方法は「総合評価落札方式」を適用していますが、主に以下の点について見直しを行いました。

#### 《技術評価段階》

##### 1. 《技術評価項目》担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」の評価項目の追加及び「企業の業務実績等」評価方法の見直し

中長期的な担い手の育成・確保を目指して新たに「若手技術者（満35歳以下）」や「女性技術者」の評価項目を追加しました。

また、企業の業務実績等は、これまで高速道路会社又は国土交通省の実績を優位に評価していましたが、業務の性質などに応じて公共事業発注機関の実績でも同様に評価するよう見直しを行いました。

#### 《入札・開札（評価値算定）段階》

##### 2. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し

加算方式における価格評価点の算定方法は、これまで「調査基準価格」と「評価基準価格」を活用した2式による算定方法としていましたが、適正利潤の確保を可能とするため「調査基準価格」を活用した式に見直しました。

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用※

### 1. 担い手の中長期的な育成・確保を目指した「若手・女性技術者」の評価項目の追加及び「企業の業務実績等」評価方法の見直し

令和3年7月以降に総合評価落札方式で入札公告を行う調査等業務では、担い手の育成・確保を目指して「若手技術者・女性技術者」の評価を追加します。また、業務の性質等を踏まえ企業の業務実績等の評価方法の見直しを行います。

#### 《評価項目・配点等の標準例》

No	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	土木設計以外			土木設計		
					一般競争入札 (WTO適用)	一般競争 (注1)	条件付一般競争 (注1)	一般競争入札 (WTO適用)	一般競争	条件付一般競争
1	企業	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	35	25	25	35	15	15
2			管理技術力	施工管理業務の実績	-	-	-	-	10	10
3			地域精通度	地域での業務実績	-	(5)	(5)	-	-	-
4		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	20 (15)	20 (15)	-	20	20
5			専門技術力	表彰実績	-	5	5	-	5	5
6			事故及び不誠実な行為	資格停止措置	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1
小計					35	50	50	35	50	50
7	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	20 (15)	20 (15)	30	20	20
8			資格要件	若手・女性技術者の配置	5	5	5	5	5	5
9			専門技術力	同種業務の実績	30	20	20	30	20	20
10			地域精通度	地域での業務実績 (注1)	-	(5)	(5)	-	-	-
11		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	5	5	-	5	5
12		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否
小計					65	50	50	65	50	50
13	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否	適否
評価点合計					100	100	100	100	100	100

赤枠で困った評価項目の判断基準を今回の改正で見直しましたが、その詳細は、16・17頁でご確認下さい。

(注1)現地作業が伴う業務の場合においては( )の配点を使用する。

※実際の評価項目・配点等は各業務の入札公告にてご確認ください。



※評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがあります。



## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用※

### ■ 同種業務の実績（経験）の評価について

調査業務の場合						
評価項目		評価の着眼点		評価基準	配点	
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～ホに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社 本州四国連絡道路株式会社 阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村 以下の場合には加点しない ②上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ③平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ④類似業務の場合	①満点

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

上記、評価基準のうち  
 “ニ”では、配点をイ～ハと同評価とすることに見直しました。  
 “ホ～ト”に示す発注機関を新たに評価対象とし、且つイ～ハと同評価とすることに見直しました。

設計業務の場合						
評価項目		評価の着眼点		評価基準	配点	
企業の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～ホに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省（道路事業） ホ 首都高速道路株式会社 本州四国連絡道路株式会社 阪神高速道路株式会社 ②同種業務実績が平成〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のヘ～トに示す発注機関発注の業務 ヘ 各都道府県（道路事業） ト 各区市町村（道路事業） 以下の場合には加点しない ③上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ④平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ⑤類似業務の場合	①満点  ②配点の1/2

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

上記、評価基準のうち  
 “ニ”では、配点をイ～ハと同評価とすることに見直しました。  
 “ホ～ト”に示す発注機関を新たに評価対象として見直しました。

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用※

### ■ 地域での業務実績の評価について

調査業務の場合				
評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点
企業 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等	地域精通度	以下の基準で評価する。 ①平成〇年4月1日以降に履行対象地域 (〇〇内※)での公的機関等の同種業 務の業務実績 ※〇〇内は都道府県単位  上記以外は加点しない	①満点

※「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

- 左記、評価基準では、調査業務の場合、履行対象地域での同種業務の業務実績がある場合、調査を行ううえで地域の特性等を把握し的確な業務遂行が期待できることから加点対象として見直しました。
- 一方、設計業務は、主に設計基準等に基づき業務遂行を行うことから評価項目の設定は行いません。

### ■ 若手・女性技術者配置計画の評価について

調査業務・設計業務共通				
評価項目		評価の着眼点	評価基準	配点
若手・ 女性 技 術 者 の 配 置	資 格 ・ 実 績 等	資 格 要 件  若 手 ・ 女 性 技 術 者 の 配 置	以下の基準で評価する。 ①若手技術者(※)または女性技術者を 本業務で管理技術者として配置予定である場合 ※若手技術者は審査基準日において35 歳以下の技術者をいう。  上記以外は加点しない	①満点

- 担い手育成の観点から若手技術者(35歳以下)または女性技術者を管理技術者として配置する予定である場合に加点対象とする評価項目を新たに設定しました。



※評価項目・評価基準は令和3年7月以前の入札公告等でも適用することがありま  
 ず実際の評価項目・配点等は各業務の入札公告にてご確認下さ

## ② 落札者の選定方法の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用

### 2. 《評価値算出》加算方式における「価格評価点」の算定方法の見直し

令和3年7月以降に総合評価落札方式の加算方式で入札公告を行う調査等業務での評価値算定等は次のとおり運用します。

#### 《加算方式の評価値算定方法と配点バランス》

● 評価値 = 価格評価点 + 技術評価値

● 配点バランス

技術評価タイプ	評価値 A+B	価格評価点A (①+②)		技術評価点B
		配点①	定数②	
技術提案評価型	100点	30点	10点	60点

#### 《価格評価点算定方法》

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

※なお、調査基準価格を下回る入札価格の場合、価格評価点は加点せず0点とします。

## ② 落札者の選定方法の見直し

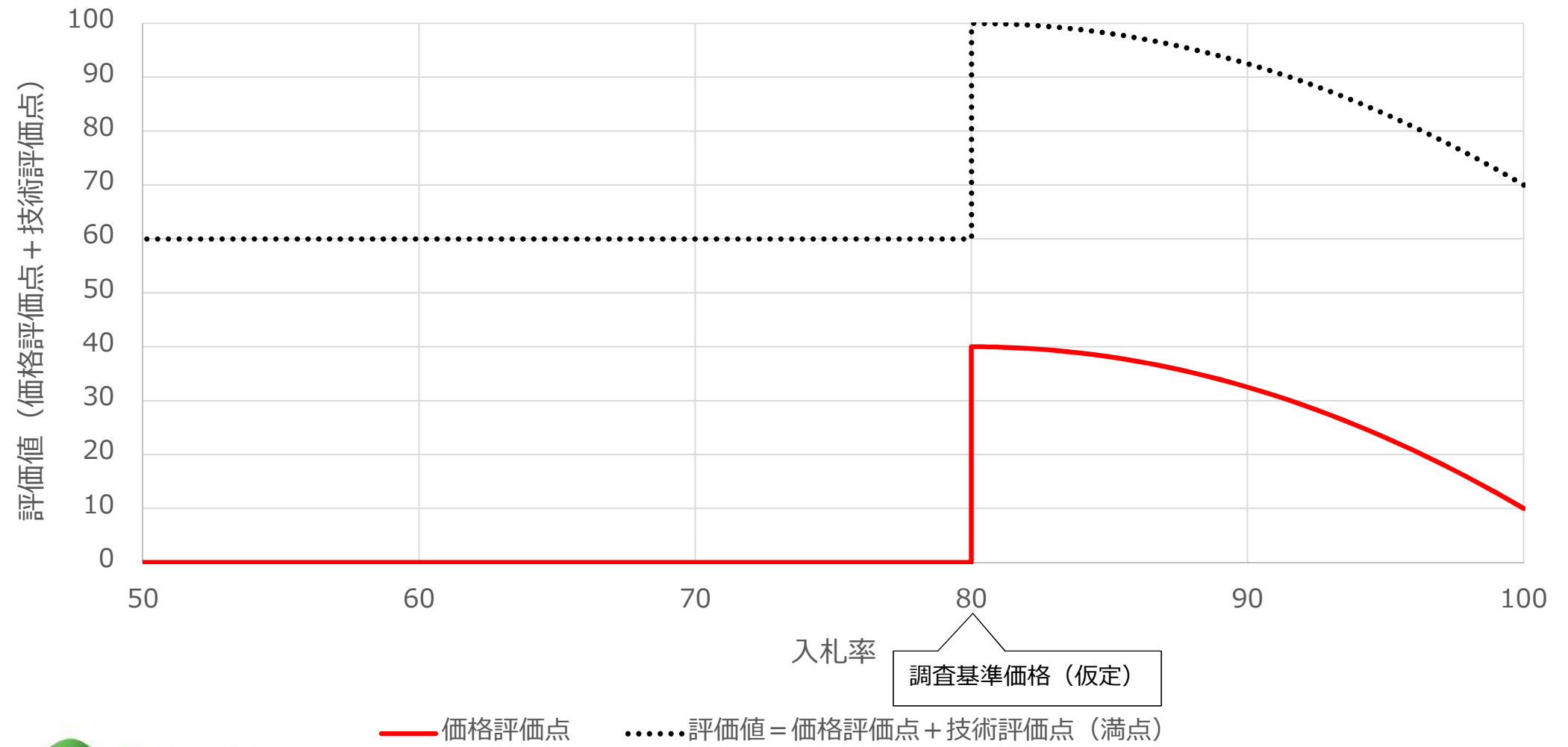
令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用

### 《参考》価格評価点算定方法・配点バランス見直しによる技術提案評価型の評価イメージ

評価値 = 100点

価格評価点 = 配点30点 (満点) + 定数10点 ※調査基準価格を下回る入札価格では加点せず0点

技術評価点 = 配点60点 (満点)



# ③ ダumping受注の防止対策の見直し

令和3年7月以降入札公告等を行う業務から適用

## ■ 低入札価格調査要領における調査方法の見直し

調査等における低入札価格調査では、次の見直しを行いました。

### 《調査基準価格の算定方法》

調査基準価格の算出は、次の表の業種区分の欄に掲げる種類ごとに、次の①から④に示す額の合計額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量、試験	直接費の額	諸経費の額に 10分の4.8を乗じて得た額		
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の額に 10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.8を乗じて得た額
上質地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9を乗じて得た額	技術業務費の額に 10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の4.5を乗じて得た額

調査基準価格の算出は、原則として契約案件毎に上の表の何れかの業種区分に分類した上で算出することとする。

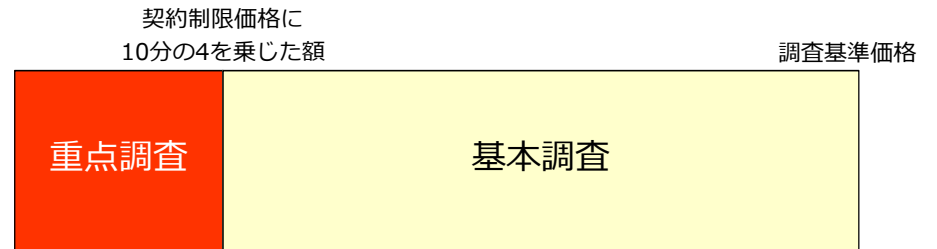
ただし、契約案件毎に定められた競争参加資格の業種区分が1つであっても、2以上の業種区分により積算する場合には、調査基準価格も、業種区分ごとにそれぞれ算出した上で合算した額を調査基準価格として設定する。

※なお、調査基準価格の算定方法（上表）は従前のおりですが、1業務で2以上に跨る業種区分により契約制限価格を算出する場合の調査基準価格の設定方法を明確化しました。

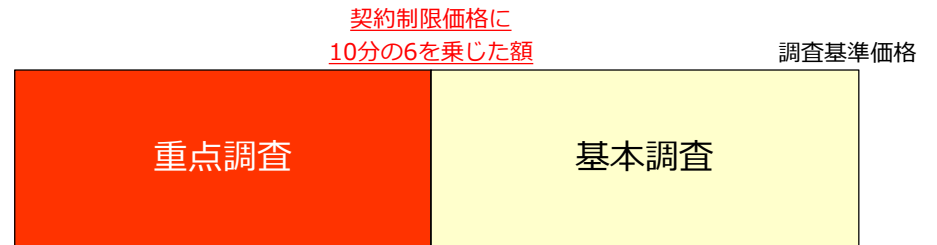
### 《低入札価格調査の調査方法》

低入札価格調査は、「基本調査」と「重点調査」により行っていますが、重点調査の対象価格の引上げを以下のとおり見直しました。

※令和3年6月30日まで入札公告等を行う業務



※令和3年7月1日以降入札公告等を行う業務



## ⑤ 調査等成績評定の見直し

## ■ 調査等成績評定要領における評定項目の見直し

令和3年4月以降契約締結する業務から調査等成績評定要領では次の点について見直しを行い運用します。

## 1. 評定項目の見直し

考査項目		細別	主任技術 評価員	総括技術 評価員	検査員	細目評定点		
						基礎点	配点	
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	評価対象	評価対象	評価対象	12.0点	20点	
	実施状況の評価	執行管理	評価対象				3.0点	5点
		品質管理	評価対象		評価対象		12.0点	20点
		業務特性		評価対象			6.0点	10点
		創意工夫	評価対象				2.4点	4点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	評価対象			3.6点	6点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観		評価対象			3.0点	5点
結果の評価		成果品の品質	評価対象		評価対象	18.0点	30点	
評定者別評価点①								
評定者別基礎点②								
評定者別評定点③ (① + ②)			④	⑤	⑥			
業務評定点合計⑦ = ④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4							100点	
⑧事故等による減点							(最大 -15点)	
⑨契約不適合又は損害賠償が実施された場合の減点							(最大 -20点)	
⑩その他の減点							(最大 -10点)	
総合評定点の算定			総合評定点⑪ = ⑦+⑧+⑨+⑩					